

宜野湾市監査委員告示第 6 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成22年12月24日

宜野湾市監査委員
米 須 厚
上 地 安 之

1. 監査の期間

平成22年11月4日から12月24日まで

2. 監査の対象

福祉保健部

福祉総務課

保護課

国民健康保険課

障がい福祉課

介護長寿課

児童家庭課

保育課

福寿園

健康増進課

健康支援課

3. 監査の範囲

平成22年度財務に関する事務の執行

- ・平成22年度の契約関係文書
- ・その他

4. 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

共通事項

- 1 . 下記の事項が多数見受けられるので、市文書取扱規程及び市の公印に関する規程に基づき適切な事務処理をされたい。
 - (1) 起案用紙に決裁日、文書日付の記載もれ。
 - (2) 文書日付は決済日以降の日付にするべきである。
 - (3) 公印承認欄、公印使用欄に押印もれ。
 - (4) 公印省略なのに公印承認欄、公印使用欄の押印がされている。
 - (5) 事案が完結しているのに完結年月日の記載もれや完結印の押印もれ。
 - (6) 起案文書、見積書、補助金交付申請書の添付書類等で一部鉛筆で訂正されているのがあり適切ではない。

- 2 . 契約の概要様式については、福祉保健部で統一された様式を使用していると思うが、契約保証金の欄に「損害賠償金として」という文言があり、不適切な表現なので削除するべきである。

福祉総務課

- 1 . 「平成 2 2 年度福祉保健の概要」印刷製本について
 - (1) 予定価格の積算根拠に予算書を添付しているのは適切ではない。市財務規則第 9 7 条第 2 項に基づいて予定価格を設定するべきである。
 - (2) 市財務規則第 1 2 5 条(給付の検査) 第 1 項第 1 号による履行確認(納品書) の日付が記載されていないのは適切ではない。

- 2 . 社会福祉協議会補助金関係文書について
社会福祉法人助成申請書の添付書類に市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第 2 条第 1 項第 5 号以外の添付書類が見当たらない。

- 3 . 福祉振興基金関係文書について
市福祉振興基金事業補助金交付要綱第 5 条(補助金の交付申請) によると毎会計年度の 5 月までに申請書を提出することになっているが、6 月以降の申請が多数あるのは適切ではない。同条のただし書きを適用して提出期限を変更するならばその理由を明記するべきである。

保護課

- 1 . 車両購入契約について
市財務規則第 9 7 条第 2 項に規定されているとおり、「予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取り引きの実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期限等を考慮して、公正に決定しなければならない。」とあるが、予定価格の事前調査資料が添付されていないので、積算根拠を明示するべきである。また、保護課で作成された積算見積りの単価はどのように積算されたのか、執行伺い額とも相違があり根拠が不明である。

国民健康保険課

1. 契約保証金の免除について

次の契約については、契約概要書の契約保証金は、市財務規則第117条第2項第8号により免除されているが、契約書では同項第3号となっている。

- (1) 国保データベースシステム機器賃貸借・機器保守契約
- (2) 国保データベースシステム医療費分析システム保守契約

障がい福祉課

1. 障害者（主に精神）相談支援事業業務委託について

契約書に、見積書には明記されていないピアカウンセリング業務が第2条委託業務として記載されているのは適切ではない。契約締結の際は慎重を期せられたい。

2. 障害者社会参加促進事業等委託契約について

契約書の第2条の別添委託費内訳書のとおりとあるが、その内訳書が見当たらない。また、第5条の実施計画書で契約締結後速やかに必要書類を添えて「委託事業計画書」（様式第1号）及び「委託事業収支予算書」（様式第2号）を提出すると謳われているが、一連文書綴りには見当たらない。

3. 障害者地域活動支援センター補助金について

- (1) 市障害者地域活動支援センター補助金交付要綱第3条（補助金の交付申請）で毎年5月末日までに申請しなければならないとされているが、申請事業所はすべて6月1日となっているのは、不適切である。
- (2) 市障害者地域活動支援センター補助金交付要綱第5条（交付金の請求及び交付）で交付月の10日（交付時期1期が7月）までに請求書を提出することとされているが、一部、7月12日（月）付で請求されているのがあり、要綱にしたがって提出するべきである。

4. 地域生活支援事業契約（宜野湾市日中一時支援事業業務委託契約及び宜野湾市移動支援事業業務委託）について

本契約書締結日が平成22年4月1日となっている。しかし、事業所への通知文書によると、4月13日～4月20日の期間に手続きをするようになっている。契約締結日は市と事業所が契約書を確認してから記名押印した日と思慮する。契約締結日が平成22年4月1日に遡るのは適切ではない。

介護長寿課

1. オートストップサーモスタットシャワー取替修繕契約について

本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の別表第5に規定されている、随意契約の限度額を超過しているため、競争入札に付するべきである。

ただし、同施行令第167条の2第1項第2号及び市財務規則第113条の2第1項に規定されている、契約の相手が特定される等「特別の事情」があるときは、1者随意契約の理由を明示することにより、契約を締結することができるが、本契約は同規定にも該当しておらず、適用条項の誤認であり、契約の事務処理については、常に根拠法令の確認を怠ってはならない。

2. 次の契約については、請書の履行延滞等の処分項目で(3)違約金の納付欄に「履行遅延等による日数につき年3.3%の割合で計算して得た額」と記入すべきであるが、利率の記入もれがあるので注意されたい。

- (1) 男子浴室換気扇取替修繕契約
- (2) 防音サッシ窓かぎ修繕契約
- (3) オートストップサーモスタットシャワー取替修繕契約
- (4) 大型サーモスタット取替修繕契約

3. 次の契約については、かし担保契約期間の欄に期間が明記されていない。納品後のトラブル防止の観点から慎重な対応をするべきである。

- (1) エクササイズマシンの物品購入契約
- (2) 折りたたみイス物品購入契約

4. 折りたたみイス物品購入契約について
請書に契約年月日を明記するべきである。

5. 予定価格設定の適用条項について

次の契約については、予定価格設定の根拠説明書が添付され、「財務規則第113条の2第1項に基づき3者以上の者から見積書を徴取し、最低価格をもって予定価格とした。」とあるが適用条項の誤りである。予定価格設定については市財務規則第97条第2項の規定に基づくものであり、予定価格の設定後、見積書を徴取するのが適切である。契約事務処理手順は市財務規則を遵守されたい。

- (1) 老人福祉センタートイレ換気扇取替修繕契約
- (2) 大型サーモスタット取替契約
- (3) 老人福祉センター非常業務兼用放送設備改修工事契約

6. 予定価格設定の参考見積書等を省略した契約について

次の契約については、予定価格設定の際、「業者が特定され、市が提示した額での随意契約」とあるという理由で見積書の徴取が省略されているが、予定価格設定者が適正価格を審査、設定するための資料として、介護長寿課において決定された単価の積算資料を添付するべきである。

- (1) 高齢者口腔改善普及教室委託契約
- (2) 一般高齢者筋力向上トレーニング事業委託契約
- (3) 一般高齢者水中運動教室「シニア水中ウォーキング教室」委託契約

その他多数、同様の契約あり。

7. 予定価格設定の事前調査資料を徴取すべき契約について

次の契約については、市財務規則第97条第2項に規定されているとおり、「予定価格を定めようとするときは、取り引きの実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期限等を考慮して、公正に決定しなければならない。」とあるが、予定価格の事前調査資料が添付されていないので予定価格の積算根拠が不明であり、参考見積書等の資料を添付すべきである。

- (1) 介護保険料特別徴収開始通知書（本徴収）の印刷契約
- (2) 第4期介護保険料周知チラシ印刷

児童家庭課

1. 子ども手当の制度案内通知書作成業務委託契約について

本件は、市財務規則第116条第1項第1号により契約書の作成を省略して請書を徴して契約締結に至っているが、同号は、同財務規則第113条に規定する額を超えないものの契約をするときで、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に係る随意契約の限度額の範囲内で、その予定価格が同条別表により「50万円を超えないものを契約するとき」となるので、本件の場合、予定価格が50万円を超えており、市財務規則第115条に則り契約書を作成すべきである。

保育課

1. 複写機賃貸借契約について

- (1) 本契約は契約書を作成しているにもかかわらず、契約の概要によると、契約書を省略し、請書は「別紙のとおり」となっているので、正しく表示すべきである。
- (2) 本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約として契約を締結しているが、同号は「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。」に随意契約ができる旨の規定であり競争入札に付してない本件の場合には該当せず、同号は適用できないものである。

2. 我如古児童センター警備業務委託契約について

- (1) 業務委託契約第8条第1項では、「乙は、委託期間の開始前に警備員の名簿を文書で提出し、甲の承認を得なければならない。」と定められているが、警備員の名簿の提出がない。また、承認の可否についても不明である。
- (2) 同契約第8条第2項では、「名簿提出の際、各警備員の雇用保険、社会保険等の雇用関係の確認できる写しを添付しなければならない。」と定められているが、当該書類の写しの添付がなく、契約書の規定に基づき添付すべきである。

福寿園

1. 次の契約に係る請書について

文字の削除に対し訂正印の押印がなく、又文字の訂正に対しては私印の押印で対応しており、請負人と同一印を使用すべきである。

- (1) デイサービス福寿園ボイラー取替工事
- (2) デイサービスセンター福寿園ボイラー機器配管工事

2. A重油購入単価契約について

本件は指名競争入札で契約を執行しているが、地方公共団体の契約の締結については、一般競争入札が原則とされており、指名競争入札によることができるのは、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の各号に該当する場合のみである。したがって、指名競争入札で契約を執行する場合は、上記法令の適用条項を明記すべきである。

3. 宜野湾市福寿園・デイサービスセンター福寿園の寝具賃貸借契約について

- (1) 本契約は、単価契約で地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の別表第5の6を適用しての随意契約となっているが、単価契約の場合は通常その予定期間の予定数量によって算定される予定支出総額が、同別表で定める金額以下かどうかによって随意契約の締結の可否について判断されるものであり、本件の場合は予定支出総額（予定価格）が別表5の6の50万円を超えており、当該別表5の6には該当しないものである。若し、特定の者でなければ履行しえない場合は、同施行令第167条の2第1項第2号を適用するのが適切である。
- (2) 本契約は、1者のみから見積書を徴取してあるが、見積書の徴取については市財務規則第113条の2に規定されており、適用条項を明記すべきである。

4. 次の契約に係る法適用条項については、地方自治法施行令第167条の12第4項による指名競争入札（総合評価方式「プロポーザル」）としているが、入札による契約とはなっておらず、提案された企画書や提案書（見積書を含む）、プレゼンテーション等を比較し採点を実施して総合評価による契約締結となっており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約が適切である。

- (1) 宜野湾市福寿園厨房業務委託契約
- (2) 介護保険システム業務委託

5. 全身消毒システム保守点検業務委託契約について

契約書に契約保証金に関する規定がない。契約保証金は市財務規則第115条第1項の規定により契約書に記載することになっており、免除する場合はその旨を記載すべきである。なお、契約書へ記載を省略する場合は、その理由を明記

すべきである。

6. デイプラント脱臭システム保守業務委託契約について

法適用条項を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に係る別表第5の6によるとしているが第2号ではなく第1号とするべきである。

7. 宜野湾市福寿園・デイサービスセンター福寿園の厨房機器ボイラー維持点検業務委託契約について

見積結果報告書の「見積事項」、「予定価格」、「見積決定額」に誤記がみられるので注意されたい。

(1) 見積事項 コピー機器ではなく厨房機器が正しい。

(2) 予定価格、見積決定額 ¥226,000ではなく¥226,800が正しい。

8. 次の契約については、見積書を1者のみから徴取して契約しているが、市財務規則第113条の2第1項の規定によると随意契約に付するときは、原則2人以上の者から徴さなければならず、契約の相手方が特定される等特別の事情があるときに1人の者から徴することができることになっており、その場合は「特別な事情」を明記するべきである。

(1) 宜野湾市福寿園・デイサービスセンター福寿園の入院措置等医療機関業務委託契約

(2) 全身消毒システム保守点検業務委託契約

9. 介護保険システム業務委託契約について

予定価格の算出根拠が不明である。市財務規則第97条第2項の規定により算出根拠を明確にするべきである。

健康増進課

1. 保健相談センター消防設備等保守点検業務委託契約について

見積書の徴取について、「財務規則第113条の2第2項第3号の規定により1者から見積書を徴する。」としているが、同項第3号は、見積書の提出を省略することができる規定であり、適切ではない。

2. 警備業務委託契約（保健相談センター）について

(1) 本件は指名競争入札で契約を執行しているが、地方公共団体の契約の締結については、一般競争入札が原則とされており、指名競争入札によることができるのは、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の各号に該当する場合のみである。したがって、指名競争入札で契約を執行する場合は、上記法令の適用条項を明記するべきである。

(2) 業務委託契約第8条第1項では、「乙は、委託期間の開始前に警備員の名簿

を文書で提出し、甲の承認を得なければならない。」と定められているが、警備員の名簿の提出がない。また、承認の可否についても不明である。

- (3) 同契約第8条第2項では、「名簿提出の際、各警備員の雇用保険、社会保険等の雇用関係の確認できる写しを添付しなければならない。」と定められているが、当該書類の写しの添付がなく、契約書の規定に基づき添付させるべきである。

3. 平成22年度予防接種業務委託契約について

本件の契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号を適用して随意契約となっているが、同項第4号は「・・・新商品として生産する物品を、普通公共団体の規則で定める手続きにより、買い入れる契約をするとき。」であり、契約の相手方が特定される場合は、同施行令第167条の2第1項第2号が適切である。

4. 「宜野湾市健康・福祉都市づくりフェア」会場設営業務委託契約について

本件は、業務委託契約第2条第1項では、「乙は、契約締結の日から7日以内に設計図書に基づき業務実施日程表を作成し甲に提出しなければならない。」と定められているが、当該業務実施日程表が提出されていないので、契約書の規定に基づき提出させるべきである。

5. 保健相談センター複写機賃貸借契約について

- (1) 本件の契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号別表第5の1を適用して随意契約により執行しているが、同表第5の1は「工事又は製造の請負」であり、賃貸借契約は、同表第5の3「物件の借入れ」が適切である。
- (2) 見積結果報告書の最低見積者の住所氏名と契約書の住所氏名が一致していない。

6. 平成22年度HELIMS教室業務委託契約について

見積結果報告書の予定価格と予定価格調書の予定価格が一致していない。

7. 妊婦健康診査事業委託契約について

本契約の適用条件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約となっているが、同号に係る別表第何号に該当するか明記するべきである。

健康支援課

1. 契約保証金について

次の契約については、契約書に契約保証金の規定がない。契約保証金は、市財務規則第115条第1項の規定で、契約書には必ず記載することになっており、契約の適正な執行を図るためにも、契約保証金の規定を設けるべきである。

- (1) 平成 2 2 年度特定健康診査委託契約
- (2) 平成 2 2 年度健康診査委託契約

2 . 次の契約については、見積書に見積年月日の記載もれがある。有効期限との関係上、見積年月日は重要であり明記するべきである

- (1) 平成 2 2 年度特定健診・がん検診通知作成・封入封緘業務委託契約
- (2) 平成 2 2 年度健康診査・がん検診通知作成・封入封緘業務委託契約